

# えひめ発の分権改革提言2014

~現場視点の分権改革の実現に向けて~

平成26年7月 愛媛県地方分権改革プロジェクトチーム



# 目 次

提言	<b>言にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b>	1
1	地方分権改革とは	
	<ul><li>地方分権改革が求められる背景</li></ul>	2
	・国と地方の役割分担	2
	<ul><li>本県が追い求める地方分権改革の姿</li></ul>	3
	・地方分権改革のこれまでの推移	3
2	地方分権改革に向けた本県の取組み	·· 4
3	住民目線による地方分権改革の成果例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4	国主導から地方主導の改革への転換	5
5	提言項目一覧······	6
	・各種制度の見直し	7
	・国の補助制度の見直し	15
	・義務付け・枠付けの見直し	17
	- 権限移譲·····	19
	・国と地方の対等・協力関係の構築	21

# 提言にあたって

地方分権改革は、その起点となった平成5年6月の衆議院及び参議院両院の「地方分権の推進に関する決議」から20年が経過し、第1次安倍内閣時の地方分権改革推進委員会の勧告のうち、残された課題であった国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する第4次一括法が平成26年5月28日に成立したところです。

これまでの地方分権改革では、国が主導する形で、国と地方との関係を、上下・主従の関係から対等・協力の新しい関係に変え、機関委任事務制度の廃止や義務付け・枠付けの見直し、地方への事務・権限の移譲などの具体の取組みを行ってきた結果、一定の成果が上がっているものの、その内容は現行制度の枠組みを前提としたものにとどまっており、真の地方分権改革の実現の観点からは、まだまだ道半ばの状態です。

日本が人口減少・高齢化・成熟社会を迎えている中にあって、地域社会における諸課題は複雑化しており、画一的な方策ではなく、それぞれの地域の実情に応じた柔軟な対応が求められていることから、住民に最も身近な行政を担う基礎自治体の機能強化など、地方分権改革の実現が待ったなしの状況となっています。

本提言は、庁内の横断組織であるプロジェクトチームが、地方分権改革が、国・地方のあり方、かたちそのものにかかわる重要な制度改革であることを踏まえ、地域の現状を知っている地方からの現場視点の提言として取りまとめたものであるが、本提言が今後の地方分権改革の議論に一石を投じ、改革の前進につながることを期待します。

平成26年7月

愛媛県地方分権改革プロジェクトチーム

化

# 1 地方分権改革とは

# 地方分権改革が求められる背景

# 国と地方を通じた財 政 危 機

- ・国と地方を合わせた 多額の借金
- ・経済成長の鈍化と税 収の低迷
- ・社会保障関係経費の 増大

地 域 課 題 の 多様化と深刻化

- ・東京一極集中による 弊害
- ・少子高齢化と人口 減少

画一的な中央集権型の

政策展開は限界

多様な政策展開が必 要

国は本来担うべき業務に専念すべき

国際的競争の

経済のグローバル化

・ 近隣諸国との摩擦

国家の機能強化が

新興国の台頭

国は国家機能を充実、地方は国からの自立が不可欠

# 国と地方の役割分担

玉

国が本来果たすべき役割を重点的に担う

国際社会における国家としての存立にかかわる事務

全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動、地方自治に関する基本的な準則に係る事務

全国的な規模又は全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施



国は、地方公共団体との間で適切に役割分担するようにしなければならない。

地方自治体

住民に身近な行政はできる限り地方公共団体が担う

# 都道府県

市町村を包括する広域の地方公共団体として、次の事務を処理

- ① 広域にわたるもの
- ② 市町村に関する連絡調整に関するもの
- ③ その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当ではないと認められる事務

# 市町村

基礎的な地方公共団体として、

都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、 「地域における事務及び法令で定められたその他の事務」を処理

# 本県が追い求める地方分権改革の姿

# 地方公共団体の役割

地域における事務及び法令で定められたその他の事務を処理 するなど、地域における行政を自主的かつ総合的に実施

地方分権の 「究極」目的は



住民自治の具現化

最優先
基礎自治体が最大限の役割を担う

国•広域自治体• 基礎自治体の役 割分担の明確化 それぞれの役割 に見合った権限と 財源を持つ

地方分権改革のあるべき道筋

# 地方分権改革のこれまでの推移

# 第1次地方分権改革(H5~H13)

地方分権推進委員会(第1次~4次勧告)、地方分権一括法(H11.7成立)

機関委任事務制度 の廃止

国の関与の 新しいルールの創設

権限移譲

条例による事務処理 特例制度の創設

# 三位一体改革(H16~H18) 経済財政諮問会議を中心に議論

国庫補助負担金改革(削減) 【約4.7兆円】

税源移譲 【約3兆円】 地方交付税改革(抑制) 【約5.1兆円】

# 第2次地方分権改革(H18~現在)

地方分権改革推進委員会(第1次~4次勧告)、第1次~4次一括法等

義務付け・枠付けの見直し (規制緩和)

権限移譲

国と地方の協議の場の 法制化

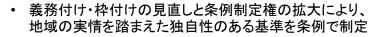
# 2 地方分権改革に向けた本県の取組み

# 条例による県から市町への権限移譲

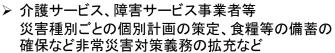


- 市町村合併の進展を踏まえ、「権限移譲推進指針」 及び市町ごとに権限移譲予定事務等を記載した「権 限移譲具体化プログラム」を策定(18年度策定、順次 改訂)
- 地域特性を活かした施策を重点的に実施できるよう、 一連の事務を包括したパッケージ方式(63パッケー ジ)を導入
- 市町村への移譲法令数 72 全国12位 中四国4位(26年4月現在)
- 移譲事務数1.056事務(26年4月現在)

# 地域の実情に応じた独自の取組み



# 【独自基準例】



- ▶ 療養病床を有する病院・診療所の食堂面積 入院患者が食事をするのに必要な広さ(数値基準 を定めない)
- ▶ 県道の構造 車線数、歩道幅員、標識の寸法・文字の大きさの弾 力化など
- 法定外税(核燃料税、資源循環促進税)の創設



# 分権時代に対応した行政改革の推進

厳しい財政状況の中で、分権型社会に対応できる足腰の 強い体制づくり等を行うため、「行政改革大綱」を策定し、行 政改革を積極的に推進

# 【政策立案型組織づくり】

課長補佐級職員をリーダーとした業務執行体制の拡充 【職員の政策立案能力の強化】

課長級昇任試験導入による能力・実績重視型の人事管理 の推進

【広域自治体としての機能発揮】

- ▶ 国への積極的な政策提言の実施(えひめ発の改革提言)
- ▶ 四国4県との連携施策の実施

# 県・市町連携による「チーム愛媛」の推進



- 二重行政の解消や共通する地域課題の解決に取り 組むために、知事及び県内全市町長で構成する「県・ 市町連携推進本部」を設置(23年2月)
- 連携施策の具体的な取組みをまとめた「県・市町連携推進プラン」を策定(24年度:30項目、25年度:22項目、26年度:22項目)

# 【連携施策の主な取組み】

- ▶ 県下全域におけるサイクリング環境の整備
- > 隣接市町間での有害鳥獣の連携捕獲
- > 県と市町の合同庁舎化
- ▶ 建設工事等の電子入札システムの共同運用
- ▶ 県管理道路のパトロールの町への委任
- > 手話通訳者等の養成研修の共同開催
- ➤ 税務職員の相互併任
- ▶ 職員研修などの合同実施
- これまで実施してきた優れた行政改革の取組を収集・発表し、県と市町で共有するとともに、広く全国に発信する「行革甲子園」を開催(24年10月)



# 3 住民目線による地方分権改革の成果例

# 住民自治の拡充

# 行政に

# 自主条例を活用した施策の展開

- ◆まちづくり条例、自治条例を制定し、住民主体のまちづくりを推進
- ◆まちづくり組織による各種計画の策定、防犯、子育て支援等の実施
- ◆地域コミュニティを支援し、協働によるまちづくり体制を推進

# 権限移譲:県→市町



# パスポートの発給の申請受理・交付等

- •県内全市町への権限移譲により、最寄りの役所での手続きが可能
- 戸籍請求と合わせて申請手続きを行えるワンストップ化
- •土・日・祝日の受付や受付時間の延長(一部の窓口)

# 権限移譲:県→市町



# 未熟児の訪問指導及び養育医療の給付等

- ●医療機関から連絡票が直接市町へ送付されるため、訪問指導まで の日数が短縮
- •市町で母子保健事務全般を一貫して実施でき、申請窓口が一元化

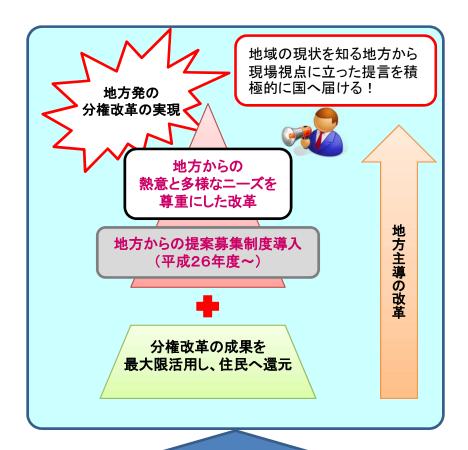
# 義務付け・枠付けの見直し



# 公営住宅の入居基準に係る地方の独自基準

・本来の入居対象者及び特に居住の安定を図るべき者(裁量階層)の収入基準、裁量階層の子育て世帯条件の緩和(小学校就学前→18歳未満)により、入居率が上昇

# 4 国主導から地方主導の改革への転換



# 分権改革の基盤整備

機関委任事務の廃止 国から地方への権限移譲 義務付け・枠付けの見直し等 国主導の改革

# 5 えひめ発の分権改革2014 提言項目一覧

区分	分野	提言事項          P		
	運輸·交通	提言1	過疎地域等における人・物の効率的な輸送の実現	7
	環境·衛生	提言2	複数の都道府県にまたがる産業廃棄物収集運搬業等に係る許可権限の見直し	7
		提言3	地域に必要な医療を確保するための国の関与の廃止	8
		提言4	あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復施術所に対する指導体制の強化	9
	┃医療・福祉 ┃	提言5	介護サービス事業者及び利用者における要介護状態改善への意識向上に向けた取組み	10
1 各種制度の見直し		提言6	過疎地域等への介護サービス事業者参入を促進するための介護報酬の見直し	11
	産業振興	提言7	企業立地促進法に基づく地方税の課税免除に伴い交付税措置される資産の取得価額要件の緩和	12
		提言8	野菜価格安定事業における指定産地要件の弾力化	12
		提言9	輸出証明書(原産地証明)の申請窓口の一元化	13
	土木·建築	提言10	公営住宅法に基づく建替要件の一部廃止	13
	その他	提言11	租税債権者による自動車の所有権移転代位登録の円滑化	14
	運輸•交通	提言12	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助要件の緩和	15
0. 因の採出知序の目立し	産業振興	提言13	エネルギー関連交付金事業における事業の採択や交付額の配分等に係る権限の移譲	15
2 国の補助制度の見直し		提言14	電源立地地域対策交付金(水力発電施設周辺地域交付金枠)に係る事業実施個所の弾力化	16
		提言15	強い農業づくり交付金の共同利用要件の緩和	16
	運輸·交通	提言16	自家用有償旅客運送事業の事務権限の移譲に合わせた運用ルールの緩和	17
	産業振興	提言17	大規模小売店舗立地法に基づく駐車場収容台数変更手続の緩和	17
3 義務付け・枠付けの見直し		提言18	工場立地法に基づく軽微な緑地の削減に係る届出義務の除外の拡大	18
		提言19	河川の水利使用手続円滑化のための国の同意の廃止	18
	│ 消防・防災・安全	提言20	LPガス法における指導権限等の地方への移譲	19
4 権限移譲		提言21	電気工事業法における指導権限等の地方への移譲	19
	産業振興	提言22	農商工等連携促進法に基づく計画認定等に係る権限の移譲	20
5 国と地方の対等・協力関係の構築	全般	提言23	地方に影響を与える政策に係る企画段階からの地方との協議の徹底	21

運輸•交通分野

# 提言1 過疎地域等における人・物の効率的な輸送の実現

- T		.1	犬	
-+	П	u	┰	

過疎地等における市町村バスやNPO等による有償運送である自家用有償旅客運送については、「旅客の運送に付随して、 少量の郵便物、新聞紙その他の貨物を運送することができる。」とする道路運送法上の規定が適用されないため、事業者運 行バスと同程度の輸送サービス(有償・無償を問わず少量の貨物運送)ができない。

デマンド運行においては、(事業者バス、自家用有償旅客運送車両ともに)旅客予約のない便での貨物のみの運送はできないと解されている。

提言

- 自家用有償旅客運送について、事業者運行のバスと同様に、有償・無償を問わず少量の貨物運送を可能とする。
- ・旅客予約の無いデマンド運行便での貨物のみの運送を可能とする。

根拠法令

道路運送法第82条

効果

- 過疎地域等における貨物も含めた効率的な運送が可能となる。
- 限られた車両の有効活用が図られる。

# 1 各種制度の見直し

環境·衛生分野

# 提言2 複数の都道府県にまたがる産業廃棄物収集運搬業等に係る許可権限の見直し

現状

産業廃棄物収集運搬業は、自治体ごとに許可を要するため、事業範囲が複数の都道府県にまたがる場合、それぞれの都道府県へ許可申請を行う必要があることから、事務手続や経費にかかる負担が大きい。

提言

- 産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲が複数の都道府県にまたがる場合(積替え保管施設がない場合に限る)は、主たる事務所を所管する都道府県が許可することとし、その情報を関係都道府県が共有するシステムを構築する。
- 積替え保管施設を有する場合は、不適正保管に対する指導の観点から、従来どおり各自治体が許可を行うこととする。

根拠法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項

効果

事業者にとって、書類作成に係る業務負担及び経費(手数料)の削減が図られる。

医療•福祉分野

# 提言3 地域に必要な医療を確保するための国の関与の廃止

• 基準病床数は、病床整備の基準として、医療法に基づき病床の種類ごとに全国一律の算定方式で定められているため、地 域に必要な病床の適時適切な整備に支障をきたしているのが現状である。また、基準病床超過を理由に、高度ながん医療 を提供する病床や緩和ケアなど、地域に必要な病床の整備が困難となっている。地域を熟知する地方が主体となって、地 域医療の実態や医療ニーズを適正に基準病床数へ反映させる必要がある。 現状 特例病床は(注)、厚生労働大臣の同意を必要とするため、地域の実情に合わせた迅速な対応に支障をきたしている。 平成23年度に緩和ケア病床の増床を特例として認めるため国と協議を行ったが、厚生労働大臣の同意を得るまでに、事 前協議を含め1年以上を要しており、地域が必要とする病床の設置に遅れが生じている。 (注) 病床制限の例外措置であり、病床過剰により病床の新・増設が制限される場合であっても、更なる整備が必 要な一定の病床数を、基準病床数に加えて病院開設・増床の許可を行うことができる制度 ・ 基準病床数算定における都道府県独自加減算方式を導入する。 提言 • 特例病床許可に係る厚生労働大臣の同意を廃止する。 根拠法令 医療法第30条の4第5項、医療法施行令第5条の4第2項 効果 地域で真に必要な病床が臨機に整備できる。

# 医療•福祉分野

# 提言4 あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復施術所に対する指導体制の強化

現状	<ul> <li>保健所が施術所の開設届を受理すると、構造設備基準等を確認するために立入検査を行うが、基準を満たしていない場合には、多額の費用負担を伴う改修が必要となるケースがある。また、届出後の立入検査以降は苦情や違法行為の情報がない限り、ほとんど立入検査を行うことがないため、開設時以降の状況把握が困難な状況にある。</li> <li>構造設備基準は法に示されているものの、実際の指導に必要な詳細な基準を示した指導要領がなく、都道府県、保健所によって指導内容に差がある。</li> <li>広告規制のガイドライン等がないため、グレーゾーンの広告に対して適正な指導が困難である。</li> <li>広告を見るだけでは有資格者と無資格者の施術所の違いが的確に判断できない。</li> <li>開設者が廃止の届出をせず廃業していても、台帳上は営業中の施術所として残っていることから実態を把握できない。</li> </ul>
提言	<ul> <li>あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復施術所に対する指導要領を整備する。</li> <li>施術所で行う手技及び広告項目等について指針等を整備する。</li> <li>施術所の開設を届出制から期限付きの許可制とし、事前に行政が構造設備基準や衛生上必要な措置を確認する。</li> </ul>
根拠法令	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の2
効果	<ul> <li>・指導要領や指針により指導レベルの均一化を図ることができる。</li> <li>・ガイドライン等に基づく分かりやすい広告になることで、利用者が安心して良質で適正な施術を受けることができる。</li> <li>・許可制にすることにより、事前指導が可能になり、営業実態も適正に把握できる。</li> <li>・無資格者による療法に対する指導が強化でき、無資格者の施術による健康被害の発生を防止できる。</li> </ul>

医療•福祉分野

提言5 介護サービス事業者及び利用者における要介護状態改善への意識向上に向けた取組み

現 状	<ul> <li>介護保険サービスは、要介護状態や要支援状態の軽減又は悪化の防止に役立つよう提供されなければならないが、サービス事業者やサービス利用者の中には、以下のような例があると指摘されている。</li> <li>①サービス事業者は、要介護状態の軽減等や要介護状態への予防への意識が薄く、漫然とサービスを提供している。</li> <li>②サービス利用者は、要介護度が改善することで、利用できるサービスの量(区分支給限度額)が下がることから、従前のサービスの利用を継続できなくなることへの不満や不安を抱くことが多い。</li> <li>・介護度が改善した者の割合が低い。         (代表的な本県の市町データ         平成23年度 前回より介護度が高くなった者 23.7% 前回より介護度が変わらなかった者 70.3% 前回より介護度が変わらなかった者 6.0%</li> <li>平成24年度 前回より介護度が高くなった者 28.3% 前回と介護度が変わらなかった者 64.3% 前回と介護度が変わらなかった者 7.4%</li> </ul>
提言	要介護度が改善した場合に、サービス事業者にインセンティブが働く仕組み(例えば介護報酬加算や一時金など介護保険に成功報酬を導入)をつくるとともに、サービス利用者には次回更新までの自己負担額の軽減措置等を図る。
根拠法令	介護保険法第2条第2項
効果	<ul> <li>サービス利用者・事業者に対して、要介護度改善や自立した生活に戻ることへの意識向上を図ることができる。</li> <li>サービス事業者が、要介護度改善の実績をアピールするなど、事業者間の競争によるサービスの質の向上が期待できる。</li> <li>要介護度改善者の増加により、介護給付費を抑制することができる。</li> </ul>

医療•福祉分野

# 提言6 過疎地域等への介護サービス事業者参入を促進するための介護報酬の見直し

現状	<ul> <li>現行制度では、人件費などの地域差を適正に反映させるために、全国を7つの地域区分に分類し、都市部においては、その区分ごとに介護報酬単価が割り増しされているが、愛媛県の市町は全て同一の区分に属しているため、介護報酬単価は愛媛県下で統一(1単位10円)されている。県内の都市部とそれ以外の地域では、介護サービスの集積度に差があり、同じ要介護度で認定されても受けられるサービスに違いが生じている。</li> <li>例:デイサービス事業所の分布状況(事業所数)多い順:松山市(178)、宇和島市(52)、新居浜市(48)少ない順:松野町(3)、上島町・久万高原町・砥部町・伊方町(4)認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)の分布状況(事業所数)多い順:松山市(111)、新居浜市(28)、今治市(24)少ない順:上島町(0)、松野町(1)、伊方町・鬼北町(3)</li> <li>離島地域は、介護サービスに係る経費が割高で人材の確保が困難であることから、現行制度の範囲内で加算を行っているにもかかわらず、事業者の参入が進まないため、十分なサービス量が確保されていない。</li> </ul>
提言	市町村と協議の上、都道府県において、介護報酬単価の上乗せ設定を可能とする制度の創設により、離島等過疎地域への 介護サービス事業者の誘導等を図る。
根拠法令	介護保険法第48条第2項、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(厚生労働省令)等
効果	<ul><li>・ 介護サービス事業者が過疎地域に進出することが容易となる。</li><li>・ 県内のどの地域においても同等のサービスが受けられるようになり、サービスの不平等感の解消が図られるとともに、地域の実情に合った介護サービスの提供が可能となる。</li></ul>

産業振興分野

提言7 企業立地促進法に基づく地方税の課税免除に伴い交付税措置される資産の取得価額要件の緩和

現 状 施設及び土地の取得価額の合計が2億円を超えることが条件の一つとなっており、条件の高さから適用事例が少なく、企業の新規立地や設備投資の誘因として創設された制度としては不十分なものとなっている。

企業立地促進法に基づく地方税の課税免除に伴い交付税措置される資産の取得価額要件を緩和する。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令

効果 企業の新規立地や設備投資が促進され、新規雇用の増加などの波及効果が期待される。

# 1 各種制度の見直し

提言

根拠法令

効果

提言

根拠法令

産業振興分野

提言8 野菜価格安定事業における指定産地要件の弾力化

指定野菜価格安定事業の対象については、野菜生産出荷安定法第4条に基づき、種類、面積、共同出荷割合(農協等の共同出荷組織による出荷数量の全出荷数量に対する割合で2/3又は1/2)が設定されているが、本県の野菜の多くは、急傾斜地や中山間地で生産されており、一律のまとまり要件を満たすことが難しいことから、指定産地数は平成15年度の26産地から平成26年度には17産地へと大幅に減少しており、さらに、さといも、たまねぎの2産地では、共同出荷割合が1/2を下回ることが懸念される。

中山間地域や条件不利地域の野菜産地に適応した独自の制度設計による価格補償が行えるよう、共同出荷割合に係る国の 一律の要件を弾力化する。

野菜生産出荷安定法

地域の立地条件や気象条件に適した独自性を有する野菜産地の維持・拡大を図ることができる。

# 1 各種制度の見直し産業振興分野 提言9 輸出証明書 (原産地証明) の申請窓口の一元化 現状 申請先が遠く、かつ水産加工品など、申請先が分かりづらい場合もあり、証明書発行に時間を要している。 【現在の申請先】 食品 (加工品):中四国農政局 酒類:高松国税局 水産物:水産庁 例) 加工品については、原材料に占める水産物の割合に応じて、50%以上であれば水産物扱い、50%未満であれば食品扱いとなる。 提言 輸出する産品ごとに異なっている輸出証明書 (原産地証明)の申請窓口について、これまでの窓口に加えて県内に一元的な窓口を設置し、ワンストップサービスを実施する。 根拠法令 農林水産省通知 効果 輸出業者の事務手続に係る負担を軽減し、迅速化されることにより、輸出を拡大する。

1 各種制度の見直し 土木・建築分野				
<b>提言</b> 10 公営	住宅法に基づく建替要件の一部廃止			
現状	<ul> <li>従前住宅が小規模敷地であること等の理由により別の敷地に建替える場合は、公営住宅建替事業(法定建替)の定義から外れることから、従前住宅(除却予定住宅)の入居者に対する明渡請求権が付与されず、円滑な建替に支障をきたすことがある。</li> <li>市街地以外や小規模敷地での建替、人口減少を受けた従前戸数未満の建替といった地域の実情、個々の団地事情に応じた公営住宅建替事業が実施できない。</li> </ul>			
提言	<ul><li>公営住宅建替事業の定義である現地建替要件を廃止して、非現地建替も公営住宅建替事業とする。</li><li>公営住宅建替事業の施行要件である敷地規模要件(市街地0.1ha以上)及び戸数要件(従前戸数以上)を廃止する。</li></ul>			
根拠法令	公営住宅法第2条•第36条、公営住宅法施行令第10条			
効果	地方の実情、個々の団地事業に応じた柔軟かつ円滑な建替や非現地建替が公営住宅建替事業として可能となる。			

# 1 各種制度の見直し その他

提言11 租税債権者による自動車の所有権移転代位登録の円滑化		
現 状	<ul> <li>自動車の割賦販売代金が完済されると、本来であれば、道路運送車両法上の所有権を、販売業者である所有権留保者から使用者に移転し、自動車検査証の記載事項を変更することになるが、一般的には、変更されていないことが多い。このような場合、税の滞納により自動車を差押えようとすると、滞納者が所有者として登録されていないため、そのままでは差押登録を行うことができない。</li> <li>自動車登録令第19条では、債権者代位による所有権移転登録を規定しているが、自動車検査証の記載事項の変更には債権者代位が及ばず、滞納者からの委任状の入手も極めて困難であるため、債権者代位による移転登録は事実上不可能である。</li> <li>自動車税の滞納案件は非常に多く、課税客体となる自動車の差押は県税の滞納整理において大きなウエイトを占めているが、上記のことが自動車差押の阻害要因となっており、また、税徴収における公平性の問題もあるため制度等の見直しが必要である。</li> </ul>	
提言	<ul><li>・ 自動車検査証の記載事項の変更を租税債権者の意思による代位や監督庁の職権で可能とする。</li><li>・ 租税債権者から請求があった場合、留保権者に対して、譲渡証明書、印鑑証明書等、代位申請に必要な書類の提出を義務付ける。</li></ul>	
根拠法令	道路運送車両法第67条第1項、自動車登録令第19条	
効果	納税の公平性確保、徴収金の確保が図られる。	

# 2 国の補助制度の見直し

# 運輸・交通分野

# 提言12 地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助要件の緩和

<ul> <li>・ 本県の生活バス路線の輸送量は、国庫補助制度の補助要件となる輸送量(15人/日以上)をあり、赤字路線となっている生活バス路線の維持が困難となっている。</li> <li>・ 山間部が点在している市町では、複数のフィーダー系統(バスの停留所、鉄軌道駅などの幹ることのできる系統)の役割を担う路線があるが、現行の地域内フィーダー系統補助金の要線があり、また、市町毎に補助上限額が設定されるため、地方負担が大きいものとなっていままであるが、その経費への補助は、5年間の減価償却</li> </ul>	線交通に接続して乗り継ぎす 件では、補助採択されない路 る。
【地域間幹線系統確保維持費国庫補助金】 補助要件である輸送量15人/日以上を10人/日以上に緩和する。	
【地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金】	
提言 現行の法指定による過疎地域や振興山村での運行という要件に、地域の実情を踏まえた基準	(高齢化率概ね50%超等)を
加える。また、市町毎に人口等を基準に国が算定する補助上限額を引上げる。	
【車両減価償却費等国庫補助金】     車両購入費補助について、現行の5か年の減価償却費補助から、従前の購入時一括補助とする	3
	۵۰
根拠法令 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 ほか	
新 田 補助対象路線が拡大し、縮小傾向にある生活バス路線が維持され、陸上交通における減便・	廃止の流れに歯止めをかける
効果  一  一  一  一  一  一  一  一  一  一  一  一  一	

# 2 国の補助制度の見直し

# 産業振興分野

# 提言13 エネルギー関連交付金事業における事業の採択や交付額の配分等の権限の移譲

現状	現行制度は、膨大な国への申請書類の作成等が必要であり、また採択事業が限定されていること及び一旦国へ事業計画を 提出した後の変更手続に柔軟性を欠くなど、地方の自由裁量を尊重した制度スキームとはなっていない。
提言	エネルギー関連交付金事業における事業の採択や交付額の配分などの権限を都道府県に移譲する。
根拠法令	電源立地地域対策交付金交付規則、石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則、原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則、核燃料サイクル交付金交付規則
効果	煩雑な事務手続が軽減され、使い勝手の良い制度となる。

# 2 国の補助制度の見直し

# 産業振興分野

# 提言14 電源立地地域対策交付金(水力発電施設周辺地域交付金枠)に係る事業実施個所の弾力化

現状	本交付金は、四国経済産業局から県を経由し、市町に交付(国10/10)されており、四国経済産業局によるヒアリングの際、減水区間の住民にどの程度の恩恵が及ぶのかを明らかにするよう指導が行われているため、同交付金を用いた事業実施個所は、実質的に水力発電を実施するための減水区間(取水口~放水口)等に限定されている。 交付金の事業実施個所である減水区間等は、山間地の人口過疎地域に位置している場合が殆どで、事業の直接的な恩恵は、極々一部の人・地域に限られている。
提言	事業実施個所を実質的に水力発電施設に係る減水区間等に限定するのではなく、減水区間を有する市町全域を対象とする。
根拠法令	特別会計に関する法律、同施行令、電源立地地域対策交付金交付規則
効果	減水区間での実施を念頭に置きつつも、市町全域で交付金事業の実施が円滑に進められるようになれば、より有効に活用 した事業展開が進められ、交付金の事業効果の拡大が見込まれる。

# 2 国の補助制度の見直し

# 産業振興分野

# 提言15 強い農業づくり交付金の共同利用要件の緩和

現 状	近年、県外の企業から、本県の温暖な気候と遊休農地を利用して、農場開設をしたい旨の要望があり、耕作放棄地対策の一助となる上、地元雇用の増加につながるため、事業主体の市町としても強い農業づくり交付金を活用して受入体制を整備したい意向があるが、当交付金の趣旨には合うものの、事業採択要件(「3~5戸の集団」)に該当しないため、事業を活用した農業支援が実施できない。
提言	強い農業づくり交付金は、「食料・農業・農村基本計画」により消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農畜産物の安定供給体制の構築を図るため、産地としての持続性を確保し、収益力の向上に資するための取組み等を推進することであり、この趣旨を満たすものについては、事業採択要件である「3~5戸の集団」を緩和し、ある程度の規模を有し、かつ、地域の合意があれば、1戸でも事業を利用できるようにする。
根拠法令	強い農業づくり交付金実施要綱
効果	地域農業の活性化、県産農畜産物の安定供給体制が整備できる。

# 3 義務付け・枠付けの見直し

運輸・交通分野

# 提言16 自家用有償旅客運送事業の事務権限の移譲に合わせた運用ルールの緩和

現状	<ul> <li>中山間地域や島嶼部等においては、採算性の点から交通事業者参入が期待できない地域が存在し、このような地域においては、自治体やNPO法人が運行する自家用有償旅客運送が行われている。自家用有償旅客運送の登録には、その前提としてNPO等の法人格のある団体を設立する必要があるが、高齢者が多い過疎地域等では、法人格のある団体を設立することが難しく、また、登録手続きも煩雑でハードルが高い。</li> <li>バス事業者に加え、タクシー事業者の参入も見込めない限定された地域内における住民の足の確保のための一つの手法として、地域通貨を活用した住民相互活動による運送形態の実施を検討しているが、燃料費の負担や事業の反復性の度合いによっては、自家用有償旅客運送の登録が必要とされている。</li> </ul>
提言	法人格のある団体に限定されている実施主体の弾力化や登録手続きの簡素化など、地域の実情に応じた自家用旅客運送を 実現するために運用ルールを緩和する。
根拠法令	道路運送法第78条、道路運送法施行規則第48条、過疎地有償運送の登録に関する処理方針について(国土交通省通知)等
効果	制度を活用できる地域が広がり、特に過疎地域等における地域交通の課題解決に向けた取組みへの支援となる。

# 3 義務付け・枠付けの見直し

# 産業振興分野

# 提言17 大規模小売店舗立地法に基づく駐車場収容台数変更手続の緩和

現 状	駐車場の収容台数を減少させる場合、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づく必要駐車台数を満たした範囲内の変更のときでも、地元説明会や騒音調査などの手続が必要で、かつ8か月の期間を要する。 自治体において当該届出に係る意見を有しない旨を届出者に通知した場合は、大規模小売店舗立地法第8条5項に基づき、その時点で8か月制限が解除されるものの、当該通知を行うまでの間、届出の縦覧手続き等により少なくとも4か月の期間を要するため、事業者が月極駐車場や借地駐車場を確保している場合は、その期間については、費用を負担することとなる。
提言	指針に基づく必要駐車台数を確保した上での収容台数の変更など、周辺地域の生活環境に重大な影響を与えない変更については、8か月の変更制限を廃止する。
根拠法令	大規模小売店舗立地法第6条第2項、同条第3項、同条第4項
効果	事務手続に関する小売業者の負担が軽減される。

# 3 義務付け・枠付けの見直し

# 産業振興分野

# 提言18 工場立地法に基づく軽微な緑地の削減に係る届出義務の除外の拡大

現 垘	工場立地法では一定規模以上の工場に対して、敷地面積に対して国が定める比率(県又は市が別途定める場合はその比率)以上の緑地を整備することが義務付けられており、現在、軽微な変更にあたるものとして、変更届出の対象から除外されているのは次の場合のみである。 ①周辺地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがない場合であって、緑地の移設により緑地面積が減少しない場合②保安上その他やむを得ない事由により速やかに削減する必要がある場合であって、減少する緑地面積が10㎡以下の場合本法の規制趣旨が地域の生活環境との調和であることを踏まえると、大規模な緑地が整備されている工場や周辺に住居がない森林に囲まれた工場などに対しても一律に取り扱う現在の規定は、過剰な規制となっている。
提言	一定面積以上の緑地を整備している場合であって、緑地の移設(新たな設備投資に伴う緑地の削減も含む。)に伴う緑地面 積の減少が一定割合以下である場合(周辺地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがない場合に限る。)は、軽微な変 更に該当するものとして変更届出の対象から除外する。
根拠法令	工場立地法施行規則
効果	工場立地法に基づく特定工場を設置する企業に対し、事務手続きを簡素化することによって新たな設備投資の円滑化を図ることができる。

# 3 義務付け・枠付けの見直し

# 土木・建築分野

# 提言19 河川の水利使用手続円滑化のための国の同意の廃止

現状	<ul> <li>現在、水利権の許可期間の更新など軽易な案件は、国の同意が省略可能であるが、重要な変更を行う場合には、国への手続が必要となっており、照会から同意まで5か月を要するものがある。</li> <li>水利権の許可に国の同意が必要とされているのは、複雑な利害関係を国家的見地から調整し、適正な処分を確保するためであるが、国から処理基準が示されれば、地方の単独で処分する場合であっても、統一的な取扱いが可能である。</li> </ul>
提言	一の都道府県で完結する二級河川の水利権の更新(軽微な変更を含む。)における国の同意を廃止する。
根拠法令	河川法第79条第2項第4号
効果	地域の実情や水利使用等のあり方も勘案しながら、国の基準を遵守して、地方が単独で判断することで効率的な事務処理 が可能となり、処理期間の短縮や事務手続きの簡素化を図ることができる。

# 4 権限移譲

# 消防・防災・安全分野

# 提言20 LPガス法における指導権限等の地方への移譲

現状	<ul> <li>・ 県域をまたがって事業所を設置している液化石油ガス販売事業者は都道府県では指導できず、地域の実情に合った、効果的、効率的な指導の妨げとなっている。</li> <li>・ 事業所による違反や事故が発生した場合、遠方にある国の出先機関では迅速、機動的な対応ができない。(国所管事業所による事故については、まず、都道府県が報告を受けて、その対応をした後に国へ報告することとなっており、実質的に都道府県が対応している状況にある。)</li> </ul>
提言	事業者が県域をまたがって複数の事業所を設置している場合の国が所管する仕組みを見直し、事業所単位で地方自治体が 指導できるようにする。液化石油ガス販売事業者の登録等の事務は、基礎自治体が所掌する消費者行政や消防行政との連携 という観点から、事業所の所在する基礎自治体が所管する。
根拠法令	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
効果	<ul><li>地域の事業所へ統一した指導を行うことができる。</li><li>一般消費者や地域店舗に最も近い基礎自治体で指導等を行うことにより、効率的な指導が可能となり、火災事故等の際に、 基礎自治体の消防組織と緊密な連携を図ることができる。</li></ul>

# 4 権限移譲

# 消防·防災·安全分野

# 提言21 電気工事業法における指導権限等の地方への移譲

灰昌21 电双工	争未法における拍导性限等の地方への核議
現状	<ul><li>・ 県域をまたがって事業所を設置している電気工事業者は都道府県では指導できず、地域の実情に合った、効果的、効率 的な指導の妨げとなっている。</li><li>・ 事業所による違反や事故が発生した場合、遠方にある国の出先機関では迅速、機動的な対応ができない。</li></ul>
提言	<ul><li>事業者が県域をまたがって複数の事業所を設置している場合の国が所管する仕組みを見直し、事業所単位で地方自治体が 指導できるようにする。</li><li>電気工事業者の登録等の事務は、基礎自治体が所掌する消費者行政や消防行政との連携という観点から、事業所の所在する基礎自治体が所管する。</li></ul>
根拠法令	電気工事業の業務の適正化に関する法律
効果	一般消費者や地域店舗に最も近い基礎自治体で指導等を行うことにより、効率的な行政運営が可能となる。また、火災事 故等の際に、消防を所管する基礎自治体の方がより密に消防と連携を図ることができる。

# 4 権限移譲

# 産業振興分野

提言22 農商工等連携促進法に基づく計画認定等に係る権限の移譲	
現状	農商工連携は、異なる産業間の連携により新たなビジネスチャンスに取り組むものであり、これまでの相談事例からも、 事業展開の初期段階から支援することが必要である。 しかしながら、国の事業計画認定においては、新商品の開発等が完成品に近い段階まで進んでいることなどが要件となっ ており、また、地域性や事業者のニーズ等を考慮することなく全国一律に評価していることから、事業者が申請を断念する ケースがある。
提言	農商工連携の促進及び地域の実情や事業者等のニーズを踏まえた支援を行うため、現在、国が行っている事業計画の認定 や補助金の採択の権限を地方へ移譲する。
根拠法令	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(農商工等連携促進法)第4条
効果	県等が実施している農商工連携の促進に向けた各種支援事業との一体的な実施が可能となり、より効果的な支援につなが る。

# 5 国と地方の対等・協力関係の構築

全般

提言23 地方に影響を与える政策に係る企画段階からの地方との協議の徹底

現状	地方が対応せざるを得ない国の制度の導入や改正が、地方に事前の協議等がなく実施されることにより、事前の準備や財源確保等に支障をきたす事例があった。  【高校授業料無償制度】 ・ 平成26年4月から高校授業料無償制度に所得制限を導入し、その財源を活用した就学支援策が拡充されたが、地方との協議が十分行われず、国から制度見直し案の提示があったのが平成25年9月、関係法の改正が平成25年11月末となるなど、短期間で条例改正、受験生・保護者への周知など準備に対応せざるを得なかった。 【鉄道施設安全対策事業費等補助金】 ・ 平成26年度に鉄道事業者が行う施設の長寿命化改良等の安全対策への補助制度を創設したが、地方公共団体の協調補助が補助実施の要件とされた。経営の厳しいJR四国の安全対策を踏まえると、地方の協調補助の実施が必然となる制度にもかかわらず、地方との十分な協議や財政支援措置が行われていない。
提言	国の政策に伴い地方が対応せざるを得ない制度等の創設にあたっては、事前に地方と十分な協議を行うことを徹底するとともに、地方負担が生じる場合は確実かつ十分な財源措置を講じる。
効果	地方の実情を踏まえた制度が創設でき、円滑な制度運営を行うことができる。

